

## 国税局からの重要なお知らせ

熊本国税局では、令和元年7月29日（月）から、内部事務の効率化を目的として、税務署で行う申告書等の入力や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送、電話による書類の提出要請など納税者や税理士の皆様との対面を伴わないような事務について、熊本国税局管内税務署事務センターを設置して集約処理を行ってききましたが、令和3年7月12日以降は、「熊本国税局業務センター」（以下「業務センター」といいます。）に名称を変更して引き続き集約処理を行っています。

納税者の皆様には、以下の事項につきまして、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### ● 郵送による書類の送付先について

内部事務のセンター化の対象となっている税務署（対象署）に提出する申告書や申請書・届出書等を郵送により提出される場合は、「業務センター」へ送付いただきますようお願いいたします。

ただし、書面の申告書・申請書等を窓口へ持ち込んで提出する場合は、従来どおり所轄の税務署へ提出してください（業務センターへ直接持ち込むことはできません。）。

また、電子申告（e-Tax）により提出される場合は、従来どおり所轄の税務署に送信してください。

#### 送付先

〒862-8721  
熊本市東区東町3丁目2番53号  
熊本国税局業務センター

### ● 收受日付印の表示について

業務センターにおいて收受する申告書等には、**「熊本国税局業務センター」と表示した收受日付印を押なつ**します。

#### 收受日付印イメージ

※この図は実際の收受日付印を簡易的に表示させたものです。

#### 変更前



R2.8.1~R3.7.9 まで

#### 変更後



※「変更前」は、提出された税務署名を表示していました。

※税務署窓口へ直接提出される文書には、従来どおり税務署名の收受日付印を押なつします。